



# 宮 崎 県 公 報

平成27年 8 月27日 (木曜日) 第 2721 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
○民有林の保安林の指定 (3 件) …… ( " ) 2
○保安林の指定予定の通知 (4 件) …… ( " ) 2
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3

○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3
公 告
○鳥獣捕獲等事業の認定…………… (自然環境課) 4
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 4
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見…………… ( " ) 4
○地区及び簿冊の認証 (7 件) …… (農村計画課) 5
○土地改良区の定款変更の認可 (6 件) …… (農村整備課) 5
○県営土地改良事業の工事の完了…………… ( " ) 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 507号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日	
27年-25	映画	息子の花嫁 いんらん恋の詩	荒木組 <オービー映画>	平成27年 8 月17日	
27年-26	映画	床屋の女房 男好きな腰使い	新田組 <新日本映像>		
27年-27	映画	劇場版「ホワイトリリー」	ジャンゴフィルム、日活 <日活>		
27年-28	映画	果てなき欲望 監禁シェアハウス	小山組 <オービー映画>		
27年-29	映画	エロ番頭 覗いてイヤン!	小川組 <オービー映画>		
27年-30	映画	人妻の淫汁 覗かれた絶頂	深町組 <新東宝映画>		
27年-31	映画	浮気妻 寝室の覗き穴	吉行組 <オービー映画>		
27年-32	映画	恐怖ノ白魔人 (原題) AMONG THE LIVING	松竹 (フランス)		
27年-33	映画	ハイエナ (原題) HYENA	松竹 (イギリス)		
27年-34	映画	グリーン・インフェルノ (原題) THE GREEN INFERNO	ボニーキャニオン (アメリカ)		
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。				

### 宮崎県告示第 508号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町谷之口字七曲迫3059-1、3060-1、3061、3064、3066-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字七曲迫3059-1・3060-1・3066-1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第509号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。  
平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字舟ノ尾2242、2243
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第510号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。  
平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字中ノ尾1154
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第511号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字尾敷2702-1、2702-5
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第512号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字尾春145-5、145-7、字児佐江151-1、151-10
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字児佐江151-1(次の図に示す部分に限る。)、151-10、字尾春145-5(次の図に示す部分に限る。)、145-7
    - イ 次の森林については、主伐は択伐による。  
字児佐江151-1・字尾春145-5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。

**宮崎県告示第 513号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字内之畑 93-1、93-5、93-7、93-8、93-12、93-13、93-16
  - 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 514号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字桐元谷流1674-1から1674-5まで
  - 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 515号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字葛根原2692
  - 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 516号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 8月27日から平成27年 9月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
378	県道	清武南 インタ ー線	宮崎市清武町今泉字杵掛上甲3701	旧	9.6 ~ 14.3	257.8
			番7地先から同市同町今泉字鶴田甲3071番1地先まで	新	10.0~ 19.5	257.8

**宮崎県告示第 517号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 8月27日から平成27年 9月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
378	県道	清武南 インタ ー線	宮崎市清武町今泉字杵掛上甲3701番7地先か	平成27年 8月27日

ら同市同町  
今泉字鶴田  
甲3071番 1  
地先まで

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定をした。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 事業者の名称  
株式会社マツダコーポレーション
- 2 事業者の住所  
延岡市松原町 4 丁目8931番地 2
- 3 事業者の代表者の氏名  
松田 秀人

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ボンベルタ橋  
宮崎市橋通西三丁目10番32号 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社橋ホールディングス 代表取締役 米良充朝  
宮崎市橋通西三丁目10番32号  
株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司  
宮崎市橋通西三丁目10番32号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司  
宮崎市橋通西三丁目10番32号  
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一  
宮崎市港東一丁目 7 番 1 号  
株式会社社芳香園 代表取締役 園田正  
宮崎市源藤町葉山 263番地 4  
吉國喜義  
宮崎市吉村町寺ノ前甲2882番地 117  
船ヶ山新一  
宮崎市松橋二丁目 6 番20号  
(変更後) 株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司  
宮崎市橋通西三丁目10番32号  
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一  
宮崎市港東一丁目 7 番 1 号

吉國喜義  
宮崎市吉村町寺ノ前甲2882番地 117  
船ヶ山新一  
宮崎市松橋二丁目 6 番20号  
株式会社ながやま 代表取締役 永山幸弘  
都城市乙房町1715- 4

- 4 変更の年月日  
平成27年 7 月30日
- 5 変更した理由  
小売業者の入れ替えのため
- 6 届出年月日  
平成27年 8 月11日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成27年 8 月27日から平成27年12月28日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
平成27年 8 月27日から平成27年12月28日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス南延岡店  
延岡市別府町4452番 2 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
平成27年 6 月18日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間

平成27年 8 月27日から平成27年 9 月28日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成21年 1 月 1 日から平成25年 3 月15日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字大瀬町の一部
- 4 認証年月日  
平成27年 8 月18日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
五ヶ瀬町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成23年 3 月 1 日から平成25年 3 月13日
- 3 地籍調査を行った地域  
五ヶ瀬町大字三ヶ所の一部
- 4 認証年月日  
平成27年 8 月18日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成24年 7 月 1 日から平成26年 3 月 5 日
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市美々津町の一部
- 4 認証年月日  
平成27年 8 月18日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日南市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成24年10月 1 日から平成27年 3 月 5 日
- 3 地籍調査を行った地域  
日南市大字宮浦、大字隈谷、大字下方、大字無し、大字油津平野、大字平野の一部、大堂津、春日町、油津一丁目～四丁目、梅ヶ浜一丁目～三丁目
- 4 認証年月日

平成27年 8 月18日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年 6 月 1 日から平成27年 1 月26日
- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市北方町地番区域午の一部
- 4 認証年月日  
平成27年 8 月18日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
国富町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年 6 月 1 日から平成27年 3 月 3 日
- 3 地籍調査を行った地域  
国富町大字八代南俣の一部
- 4 認証年月日  
平成27年 8 月18日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
三股町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年 6 月 1 日から平成27年 3 月 9 日
- 3 地籍調査を行った地域  
三股町大字樺山の一部、稗田の全部
- 4 認証年月日  
平成27年 8 月18日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）から平成27年 3 月23日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）から平成27年 3 月23日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により

、奈留土地改良区（串間市）から平成27年3月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、新富土地改良区（新富町）から平成27年4月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）から平成27年4月20日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）から平成27年4月23日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成27年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
五ヶ村西	高千穂町	ため池等整備事業	平成25年3月27日
長 迫	五ヶ瀬町	ため池等整備事業	平成25年3月15日
高 巢 野	日之影町	ため池等整備事業	平成25年5月27日
東 深 角	日之影町	農村災害対策整備事業	平成25年3月28日
田 吹 上	日之影町	ため池等整備事業	平成25年3月25日